

## 3月定例教育委員会議事録

1 日 時 平成31年3月22日（金）午後2時00分から午後3時30分

2 場 所 宗像市役所 北館2階 202会議室

3 出席委員 委員 宮司 葉子  
委員 白石 喜久美  
委員 石丸 哲史  
委員 釜瀬 計  
教育長 高宮 史郎

4 その他の出席者 教育子ども部長瀧口健治、教育子ども部子どもグローバル人材育成担当部長塔野賢一、教育子ども部主幹指導主事阿部龍彦、教育政策課長の野仁視、教育政策課指導主事佐々木真理子、教育政策課指導主事毛利拓也、教育政策課指導主事村上暢崇、子ども育成課社会教育主事河野和道、図書課長織戸由美子、文化スポーツ課長古沢昭一、健康課長恵谷英之、健康課健康推進係長有吉富美子、健康課健康推進係企画主査大森静佳、健康課健康推進係長教育政策課政策係長廣渡恵三、教育政策課政策係主任主事飯野佳代、教育政策課政策係主事山口愛

※傍聴 なし

5 (2/19定例) 議事録の承認 <承認>

### 6 議案

①議案第33号 宗像市体育施設条例施行規則及び宗像市立学校の施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）について<承認>

【高宮教育長】 議案第33号、宗像市体育施設条例施行規則及び宗像市立学校の施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）について、事務局から説明をお願いします。

【文化スポーツ課長】 資料3～6ページをご覧ください。6ページを見ていただくと分かりやすいと思います。宗像市体育施設条例施行規則ですが、宗像市体育協会が4月1日より宗像市スポーツ協会へと名称変更します。それに伴い13番と14番の宗像市スポーツ協会に名称変更したいと思います。よろしくをお願いします。

- 【高宮教育長】 ありがとうございます。ご質問はございませんか。
- 【各委員】 特にありません。
- 【高宮教育長】 議案第33号について承認いただける方は挙手をお願いします。
- 【各委員】 はい。(挙手)
- 【高宮教育長】 全員賛成で議案第33号は承認されました。

②議案第34号 宗像市スポーツ表彰要綱の一部を改正する告示(案)について《承認》

【高宮教育長】 議案第34号、宗像市スポーツ表彰要綱の一部を改正する告示(案)について、事務局をお願いします。

【文化スポーツ課長】 資料の10ページをご覧ください。宗像市スポーツ表彰要綱についてです。先程と同じように、宗像市体育協会が4月1日より宗像市スポーツ協会に名称変更しますので、それに伴い変更になります。以上です。

【高宮教育長】 ありがとうございます。何かご質問はございませんか。

【各委員】 特にありません。

【高宮教育長】 議案第34号について承認いただける方は挙手をお願いします。

【各委員】 はい。(挙手)

【高宮教育長】 全員賛成で議案第34号は承認されました。

③議案第35号 宗像市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則(案)について  
《承認》

【高宮教育長】 議案第35号について、事務局から説明をお願いします。

【図書課長】 はい。資料は11ページからになります。宗像市民図書館条例施行規則についてです。今回5月1日からの元号改正に伴って、宗像市民図書館条例の規則中の様式を変更させていただきます。元号をなくしたこと、電話番号の連絡先を第1連絡先、第2連絡先の2か所にしたこと、2点について変更しています。以上です。

【高宮教育長】 ありがとうございます。今の説明について、何かご質問等ございませんか。

【各委員】 特にありません。

【高宮教育長】 議案第35号について承認いただける方は挙手をお願いします。

【各委員】 はい。(挙手)

【高宮教育長】 全員賛成で議案第35号は承認されました。

④議案第36号 宗像市立中学校及び義務教育学校部活動指導員設置要綱(案)の告示について《承認》

【高宮教育長】 議案第36号についてです。事務局から説明をお願いします。

【教育政策課長】 はい。15ページ、資料5でございます。宗像市立中学校及び義務教育学校部活動指導員設置要綱(案)の告示についてです。提案理由は、学校における部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減を図ることを目的として、部活動指導員を配置するために必要な要綱の整備を行うためでございます。次の16ページをお願いします。部活動指導員の活用についての概要でございます。説明させていただきます。現在の教員の課題が部活動顧問の先生の事ですが、教職員の長時間労働、放課後及び休日の指導、引率時間等々長時間労働が課題となっています。また専門種目外、競技経験がない方が担当している部活動顧問数が増加しているといった課題がございます。これらに対応するために外部指導者の活用をするものです。現在、外部指導者を雇いまして、顧問と連携しながら技術的な指導を行っているわけですが、この外部指導者につきましては、外部指導者の単独の指導、大会への引率はできず、必ず顧問の先生がいないといけないということがございます。こういったことに対応するために平成25年4月に学校教育法施行規則が改定されまして、新たに対応策として出て来たのが、部活動指導員の制度化でございます。部活動指導員になりましたら、校長の監督を受け、単独での部活動の技術的指導や大会への引率等を行うことを職務とすることが可能になるというわけでございます。職務自体は、オレンジの枠に書いている通りでございます。次は17ページの設置要綱(案)の4条でございます。(1)単独での指導、(2)学校外での活動(大会、練習試合等)の引率、(3)安全及び障害予防に関する知識並びに技能の指導等々を職務にすることとなります。宗像市といたしましては、法の改正に伴いまして、平成31年の4月新年度から部活動指導員の任用を行いたいということがございます。そのためには部活動指導員の設置要綱の規定、そして研修が必要ということがございます。実際に平成31年度から、まずはモデル的に中学校2校に各学校1名ずつ、計2名の方を部活動指導員として活用を行ってまいりたいと思います。身分ですが、これは要綱案の2条に書いていますが、市の特別職の非常勤職員という形になります。それから第7条18ページ、指導員の勤務日及び勤務時間につきましては、宗像市教育委員会の定める基準に従い、校長が別に定めるとしてあります。この基準につきましては19ページをご覧ください。部活動指導員の勤務日及び勤務時間の基準は以下の通りとする。①部活動指導員の勤務日は原則として学校休業日とします。そして②勤務時間は年間105時間以内とするということで規定をします。1日に3時間程度を想定しておりまして、年間35日程度になると思います。18ページの要綱案の8条報酬及び費用弁償についてです。指導員の報酬及び費用弁償は、宗像市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の別表に定めるところによるものとするとしてあります。この別表につきましては、額が表示されていませんが、予算に定められて範囲内の

額と規定されています。予算といたしましては、来年度は時給1,600円で1日3時間を想定しております。ですから土日に3時間勤務していただきますと4,800円。それから費用弁償と別に月2,000円を支給しますので、1日5,000円程度とするということでございます。これからこういった研修をするか、どなたを任用するかということですが、新年度に入りまして人事異動がありますので、人事異動が終わった後に確定したいと思っております。学校の方に投げかけてはいるのですが、新年度に入って具体的な選定を行いたいと思っております。以上です。

【高宮教育長】 それでは、ご質問ございませんでしょうか。宮司委員お願いします。

【宮司委員】 現状を教えてくださいなのですが、外部指導員のいる部活と、いない部活がありますよね。その外部指導員は、もしサッカーであればサッカーの顧問をしている先生が個人に直接声をかけているのか、宗像市で団体があってそこから声をかけているのかというのがわかれば教えてくださいなのですが。

【教育政策課長】 宗像市で指導者のリストを持っているというのは現在ありません。大体、学校側で直接地域の方をお願いしていただいているのが現状です。

【宮司委員】 分かりました。ありがとうございます。

【高宮教育長】 ほかにご質問ございませんでしょうか。白石委員、どうぞ。

【白石委員】 これから、新年度に入ってから、どなたをお願いするのかを決めるということですが、そうなりますと、これからは市も関わって選定していくのですか。

【教育政策課長】 任命自体は市で行うのですが、選出自体につきましては、まずは学校で行っていただきたいと思っております。現実的には、今現在の外部指導員のどなたかが、部活動指導員に代わるというかたちになるのではないかと考えております。

【白石委員】 分かりました。それともう1つ。19ページの①の部活動指導員の勤務日は、原則として学校休業日とする、とありますが、そうすると平日の部活動は休業日扱いなのですか。

【教育政策課長】 平日は、勤務は行わないということですよ。

【白石委員】 平日の部活動は今まで通りということですね。

【教育政策課長】 はい。

【白石委員】 土日の試合等のときをお願いするという形ですか。

【教育政策課長】 そうです。基本的には顧問の先生の休業日を増やし、負担軽減を図るという目的でございます。土日祝日は顧問の先生にしっかり休んでいただくというのが趣旨でございます。

【白石委員】 分かりました。

【高宮教育長】 宮司委員、どうぞ。

【宮司委員】 それに関連してですが、現状では、平日でも来ていらっしゃる方がいますよね。その方が指導員となった場合、週末も平日も来られても大丈夫ですか。

【教育政策課長】 そうですね。平日は今まで通り来ていただきます。

【宮 司 委 員】 平日は普通に来ていただいて、土日に部活動指導員として来ていただくということですね。分かりました。ありがとうございます。

【石 丸 委 員】 確認ですが、19ページの参考というところに(2)、(7)、(8)、(9)とありますが、この間に(1)や(3)などがあるということですか。

【教育政策課長】 これは、市から各学校へ留意事項としてお願いをする文書でして、4条の(2)、(7)、(8)、(9)について特に重視してくださいということでございます。

【石 丸 委 員】 わかりました。ありがとうございます。

【高 宮 教 育 長】 ありがとうございます。ほかにご質問はございませんか。

【各 委 員】 特にありません。

【高 宮 教 育 長】 議案第36号について承認いただける方は挙手をお願いします。

【各 委 員】 はい。(挙手)

【高 宮 教 育 長】 全員賛成で議案第36号は承認されました。

#### ⑤議案第37号 宗像市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について《承認》

【高 宮 教 育 長】 議案第37号について、事務局から説明をお願いします。

【教育政策課長】 資料の21ページになります。宗像市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてというところでございます。提案理由といたしまして、宗像市立学校管理規則第20条第3項の規定に基づき、設置している校医、歯科医及び薬剤師の任期満了に伴い、後任の校医、歯科医及び薬剤師を委嘱するためでございます。22ページに学校別の一覧表を載せております。委嘱の期間は2019年4月1日から2020年3月31日までとなっております。人数は前年度と同じでございます。赤字で表示してある先生につきましては、前年度から変更した先生でございます。以上です。

【高 宮 教 育 長】 ありがとうございます。今の説明について、何かご質問等ございませんか。

【各 委 員】 特にありません。

【高 宮 教 育 長】 議案第37号について承認いただける方は挙手をお願いします。

【各 委 員】 はい。(挙手)

【高 宮 教 育 長】 全員賛成で議案第37号は承認されました。

#### ⑤議案第38号 宗像市いじめ防止基本方針の改定(案)について《承認》

【高 宮 教 育 長】 議案第38号について、事務局から説明をお願いします。

【教育政策課長】 議案第38号でございます。23ページ資料の7です。宗像市いじ

め防止基本方針の改定（案）につきまして、提案理由は国及び福岡県の方針改定に伴い、平成27年3月に策定した「宗像市いじめ防止基本方針」を改定するものでございます。別冊で「宗像市いじめ防止基本方針」を冊子にしたものと、新旧対照表がございました。それと、福岡県からの通知なのですが、平成30年3月5日付「福岡県いじめ防止基本方針」の改定について（通知）」という資料を付けております。この福岡県からの通知ですが、県がいじめ防止基本方針を見直しましたので、各関係市町村、教育委員会、学校等にこの基本方針の周知を行うとともに、これを参酌して各市町村及び学校のいじめ防止基本方針の策定の見直しなど必要な措置を講じるようという通知でございます。その下に「記」とありますが、この内容といたしまして、大きく1と2がございます。1に2点あると思います。2が裏面まで含めて5点の事項が追記されたということでございます。この県の追記といったものを参酌して、宗像市の基本方針も同じように中身の見直しを行ったということでございます。具体的に説明しますと、まず県の通知の中の1つ目です。1つ目は、いじめの定義及び防止等に関する考え方について次の2項目を追加しました。1つ目が心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し、適切に対応すること、ということです。これに対応するところが宗像市のいじめ防止基本方針の3ページですが、赤字で3行目の「なお～」です。この部分が福岡県の今読んだところに該当するところです。なお、児童生徒の中には、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても周囲の反応を恐れて表出できない者もいることを配慮し、学校は個々の児童生徒理解に努め、適切に対応していくことが必要である、と追記したものです。このように、県と同じように追記していったということです。項目の2点目ですが、インターネットや携帯電話を利用したいじめに対して適切に対応すること。これにつきましては、宗像市の方針の4ページ一番下、④というところです。ここで、インターネットや携帯電話を利用したいじめについて追記しております。続きまして、県の通知の2番目ですが、「いじめ防止等の対策」に次の事項を追記ということで、1つ目が学校いじめ防止基本方針の各学校のホームページへの掲載等の措置を講ずるとともに、学校いじめ防止基本方針を必ず入学時・各学年の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明すること、これにつきましては、9ページ中段の方ですが、赤字の4行で「さらに～」というところからです。各学校のホームページへの掲載の有、入学時、各学年の開始時の児童生徒、保護者、関係機関等への説明について追記しております。それから、県の通知の2番目2点目です。いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置づけ、達成目標を設定するとともに、適切に評価し、取組の改善を図ること、これにつきましては、10ページにあります。上から4行目の（3）いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の評価というところです。ここに追記をしまして、学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、達成目標を設定して、目標の達成状況を評価、取組の内容改善を図る必要があるということを追記しました。次に、県の通知の2番目の3点目です。教職員がいじめの情報を学校内で情報共

有しないことは、法の規定に違反し得ること。これにつきましては、11ページの中ほどに、③いじめに対する措置の部分があります。ここで、いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかにいじめ防止対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、というところ、いじめ対策委員会に報告を行わないことは法第23条第1項の規定に違反し得るため、と追記しています。それから、2項目の4点目です。性的少数者、特にきめ細やかな対応が必要な児童生徒については、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うこと。これにつきましては、11ページ12ページにかけて赤い文字であるのですが、11ページの下から7行目。学校として特に配慮が必要な児童生徒については、というところから12ページにかけて障がいのある児童生徒、海外から帰国した児童生徒、外国人の児童生徒、性同一性障害の児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒等につきまして、適切な支援を行うということで追記しております。それから県の通知の2番目5点目。最後です。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを適切に見定め、判断すること。これにつきましては、12ページ中程から13ページにかけてです。④として、いじめの解消。ここでは、いじめに係る行為が止んでいること、少なくとも期間は3ヶ月であること。それと2つ目。被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。この2つについて④の中でいじめに係る行為が止んでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、ということで追記をして対応させているところでございます。その他にも修正を赤字の部分で行っているところでございますが、基本的には、県の基本方針に習って合わせて行ったということでございます。今後、この基本方針に承認いただけますと、ホームページに掲載を行いまして、学校等に周知徹底を行いたいと思っております。

【高宮教育長】 詳しい説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

【各委員】 特にありません。

【高宮教育長】 議案第38号について承認いただける方は挙手をお願いします。

【各委員】 はい。(挙手)

【高宮教育長】 全員賛成で議案第38号は承認されました。

## 7 報告

【健康福祉部】

<健康課>

1 宗像市自殺防止対策計画パブリックコメントの結果と計画の決定について

【教育子ども部】

<子ども支援課>

1 宗像市適応指導教室 エールの名称変更について

<図書課>

- 1 中学生読書サポーター養成講座報告
- 2 市川朔久子さん講演会報告
- 3 ふるさとの民話お話し会報告

<教育政策課>

- 1 宗像地区教育実践研究表彰式及び宗像地区教育研究所員研究発表会報告
- 2 平成30年度宗像市統一学力テストの結果について
- 3 宗像市立学校の児童生徒数・学級数（平成31年3月1日）及び平成31年度推計
- 4 平成31年度定例教育委員会日程表（案）について
- 5 平成31年度全国・九州・福岡県連絡協議会等の会議・研修会予定について
- 6 宗像市小中一貫コミュニティ・スクールモデル事業の進捗状況について
- 7 教職員の出退勤管理実績について
- 8 平成31（2019）年度以降の夏季休業中における学校閉庁日について
- 9 3月学校の日について
- 10 行政報告
- 11 後援報告

【高宮教育長】 次回開催予定日は、平成31年4月23日火曜日の午前10時から304会議室にて開催します。

<事務局員以外退席>

- ⑦議案第39号 宗像市立学校教職員の人事異動について 《承認》  
⑧議案第40号 宗像市教育委員会事務局員の人事異動について 《承認》  
※上記2議案については、人事案件のため、議事録なし。

平成 31年 4月 23日

高宮史郎

簽瀬 計